

調書(決定)

事件の表示 平成 22 年(行ヒ)第 489 号

決定日 平成 23 年 12 月 6 日

裁判所 最高裁判所第三小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成 21 年(行コ)第 294 号(平成 22 年 8 月 26 日判決)

裁判官全員一致の意見で, 次のとおり決定。

第 1 主文

本件を上告審として受理する。

第 2 理由

本件申立ての理由によれば, 本件は, 民訴法 318 条 1 項の事件に当たる。

平成 23 年 12 月 6 日

最高裁判所第三小法廷

当事者目録

申立人	国
処分行政庁	中央労働委員会
同補助参加人	全日本金属情報機器労働組合大阪地方本部
同補助参加人	全日本金属情報機器労働組合ビクターサービス支部ビクターアフターサービス分会
相手方	ビクターサービスエンジニアリング株式会社